

小規模生活単位型「指定短期入所生活介護」  
小規模生活単位型「指定介護予防短期入所生活介護」

## 重 要 事 項 説 明 書

短期入所生活介護事業所 おりづる

(特別養護老人ホーム おりづる)

令和6年8月1日改正

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 第0970500625号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| 1. 事業者                          | 12. 守秘義務            |
| 2. 事業所の概要                       | 13. 情報提供            |
| 3. 居室の概要                        | 14. 苦情の受付について       |
| 4. 職員の配置状況                      | 15. 緊急時の対応          |
| 5. 当施設が提供するサービスと利用料金            | 16. 非常災害対策          |
| 6. 利用の中止、変更、追加                  | 17. サービス利用の留意事項     |
| 7. サービス利用中の医療の提供について            | 18. サービス内容の説明等について  |
| 8. サービス利用をやめる場合                 | 19. 衛生管理について        |
| 9. 残置物引取人                       | 20. 損害賠償について        |
| 10. 身体的拘束等の禁止・身体的拘束等行動制限に関する取扱い | 21. 福祉サービス第三者評価実施状況 |
| 11. 見守り機器等の設置について               |                     |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 もろ栄福社会  
(2) 法人所在地 栃木県鹿沼市茂呂1090番地25  
(3) 電話番号 0289-60-2265  
(4) 代表者氏名 理事長 野澤 米次  
(5) 設立年月 平成16年10月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成17年11月1日指定  
栃木県0970500625号  
当事業所は特別養護老人ホームおりづるに併設されています。
- (2) 事業所の目的 要支援・要介護状態にある方に対して、短期の生活介護をいたします。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 おりづる
- (4) 事業所の所在地 栃木県鹿沼市茂呂1090番地25
- (5) 電話番号 0289-60-2265
- (6) 施設長(管理者)氏名 佐藤 歩
- (7) 当事業所の運営方針
- 1 社会福祉法人もろ栄福社会が運営する小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所おりづるの運営及び利用について必要な事項を定めおりづるの円滑な運営を図る。
  - 2 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながらユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことを支援し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月 平成17年11月1日

### (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00~18:00

- (10) 利用定員 10人

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	全室小規模生活単位型介護老人福祉施設対応ベット、チェスト（収納棚）完備
合計	10室	
ダイニング（共同生活室）	1室	カウンターキッチン完備
リビング（共同生活室）	1室	機能訓練室と兼ねる
機能訓練室	1室	共同生活室と兼ねる
浴室	1室	特殊浴槽・リフト浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に別途居室費のご負担があります。

☆ 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項：トイレの場所は居室外設置（1ユニットにつき2箇所）

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 副施設長	1名	
3. 介護職員	24名以上	20名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 看護職員	2名以上	2名
6. 機能訓練指導員	1名	1名
7. 介護支援専門員	1名	1名
8. 医師（非常勤）	1名	1名
9. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

※育児・介護休暇及び短時間勤務制度に際しては、上記配置基準の限りではない。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	週2回 1回2時間程度
2. 介護職員	早番： 7：00～16：00、 8：30～17：30 日勤： 9：30～18：30、10：30～19：30 遅番：13：00～22：00、14：30～23：30 夜勤：22：00～ 7：00、23：30～ 8：30 夜勤は介護職員3名で行います。
3. 看護職員	早番： 7：00～16：00 日勤： 9：30～18：30 (遅番：11：00～20：00) 夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料のうち各利用者の負担割合（1割・2割・3割）に応じた額をお支払い頂き、残りが介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。また、ご希望に応じても対応いたします。
- ・寝たきりでも機械浴槽、リフト浴槽等を使用して入浴することができます。

② 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。
- ・通常の事業実施地域外からのご利用者の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## I. 短期入所生活介護利用料金

### 〈サービス基本利用料金（1日あたり）〉

下記の単位表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用単位の合計を算出し、単価を掛け介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及びサービス内容に応じて異なります。）

### 〈サービス利用単位〉

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス 利用単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位

### 〈その他のサービス利用加算単位〉

加算項目	単位数	内 容
1. 機能訓練体制加算	12 単位	機能訓練指導員等の体制配置を行い、共同して機能訓練を行います
2. 個別機能訓練加算	56 単位	機能訓練に従事する機能訓練指導員を配置し、利用者ごとの訓練計画を作成し定期的な見直し実施を行う場合 10
3. 生活機能向上連携加算 I	100 単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、個別の訓練計画を作成し、機能訓練を実施する
生活機能向上連携加算 II	200 単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、それぞれ利用者の自宅を訪問し、個別の訓練計画を作成し、機能訓練を実施する
4. 療養食加算	8 単位/回	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行います
5. 送迎サービス加算（片道）	184 単位	当施設で送迎を行う場合は、片道につき算定いたします
6. 若年性認知症利用者受入加算	120 単位	若年性認知症者の受け入れにあたり算定いたします
7. 認知症専門ケア加算（I）	3 単位	認知症状の入所者が一定割合以上おり、専門的研修修了者が基準割合以上配置されている場合
認知症専門ケア加算（II）	4 単位	認知症介護の指導的研修修了者を配置し、施設全体の指導を行なっている場合
8. サービス提供体制強化加算（I）	22 単位	介護福祉士の配置が一定割合以上の体制を整えた場合
サービス提供体制強化加算（II）	18 単位	介護福祉士の配置が一定割合以上の体制を整えた場合
サービス提供体制強化加算（III）	6 単位	
9. 夜勤職員配置加算（II）	18 単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準規定以上の人員配置をした場合
夜勤職員配置加算（IV）	20 単位	
10. 看護体制加算（I）	4 単位	本体施設の配置にかかわらず短期入所として別に看護師の配置を行った場合
看護体制加算（II）	8 単位	本体施設の配置にかかわらず別に一定基準以上の配置を行った場合
看護体制加算（III）イ	12 単位	（I）に加え、前3月間で要介護3以上の利用者が70%以上
看護体制加算（IV）イ	23 単位	（II）に加え、前3月間で要介護3以上の利用者が70%以上

11. 在宅中重度者受入加算 看護体制加算(I)または(Ⅲ)イ算定時	421単位	ご利用者が利用している訪問看護事業所等に当該ご利用者の健康上の管理を行わせた場合
看護体制加算(Ⅱ)または(Ⅳ)イ算定時	417単位	
看護体制加算 (I+Ⅱ)または(Ⅲイ+Ⅳイ)算定時	413単位	
看護体制加算を算定していない場合	425単位	
12. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師の判断により、認知症状による緊急入所受入を行った場合に一定日数を限度として算定いたします
13. 医療連携強化加算	58単位	急変や早期発見等の為、看護職員を一定基準以上配置し、定期的巡視や協力医療機関との連携を行う場合
14. 緊急短期入所受入加算	90単位	居宅サービス計画にない緊急対応での利用の場合、開始日から一定日数に算定いたします
15. 看取り連携体制加算	64単位/日	看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合
16. 口腔連携強化加算	50単位/回	口腔の状態の確認を行い、歯科専門職による適切な口腔管理の実施、情報提供をおこなった場合
17. 生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位/月	全居室に介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用し、安全対策を講じガイドラインに基づき改善活動を行う場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用し、安全対策を講じガイドラインに基づき実施した場合
18. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記利用単位合計数の14%相当単位	経験・技能のある職員を配置し、事業所職員に処遇改善を実施している場合

#### 〈1単位の単価〉

	要介護1～5
栃木県鹿沼市（7級地）	1単位 = 10,17円

## Ⅱ. 介護予防短期入所生活介護利用料金

### 〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の単位表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用単位の合計を算出し、単価を掛け介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度及びサービス内容に応じて異なります。）

### 〈サービス利用単位〉

利用者の介護度	要支援1	要支援2
サービス利用に係る 利用単位	529単位	656単位

〈その他のサービス利用加算単位〉

加算項目	単位数	内容
1. 機能訓練体制加算	12単位	機能訓練指導員等の体制配置を行い、共同して機能訓練を行います
2. 個別機能訓練加算	56単位	機能訓練に従事する機能訓練指導員を配置し、利用者ごとの訓練計画を作成し定期的な見直し実施を行う場合
3. 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、個別の訓練計画を作成し、機能訓練を実施する
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、それぞれ利用者の自宅を訪問し、個別の訓練計画を作成し、機能訓練を実施する
4. 療養食加算	8単位/回	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行います
5. 送迎サービス加算（片道）	184単位	当施設で送迎を行う場合は、片道につき加算となります
6. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位	認知症状の入所者が一定割合以上おり、専門的研修修了者が基準割合以上配置されている場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位	認知症介護の指導的研修修了者を配置し、施設全体の指導を行なっている場合
7. 若年性認知症利用者受入加算	120単位	若年性認知症者の受入にあたり算定いたします
8. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師の判断により、認知症状による緊急入所受入を行った場合に一定日数を限度として算定いたします
9. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	介護福祉士の配置が一定割合以上の体制を整えた場合 常勤職員の配置が一定割合以上の体制を整えた場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	
10. 生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位/月	全居室に介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用し、安全対策を講じガイドラインに基づき改善活動を行う場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用し、安全対策を講じガイドラインに基づき実施した場合
11. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記利用単位数の14%相当単位	経験・技能のある職員を配置し、事業所職員に処遇改善を実施している場合

〈1単位の単価〉

	要支援1. 2
栃木県鹿沼市（7級地）	1単位 = 10,17円

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ ご利用者に提供する食事に係る費用は別途お支払いいただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

### 〈事業の実施地域〉

通常の事業実施地域は、鹿沼市及び宇都宮市とし、別紙のとおりとします。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 居 住 費 当施設の居住利用料は下記の金額となり、ご利用者の負担となります。

利用者負担段階	居住費（日額）
第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階①	1,370円
第3段階②	1,370円
第4段階	2,300円

※所得や課税状況から負担費用額が4つの段階に区分されています。

- ② 食 費 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事の提供をします。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂（ダイニング）にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食： 7：30～ 9：00 （450円）

昼食： 12：00～13：30 （700円）

夕食： 18：00～19：30 （500円）

当施設では、食事の提供に際し、下記の費用をご負担いただきます。

利用者負担段階	食 費（日額）
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階	1,650円

- ③ 通常の事業実施地域以外の送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、次の料金をいただきます。

利用料金：通常の事業実施地域を越えてから、1キロメートルあたり30円を徴収させていただきます。



- ④ **理髪・美容** 理美容師の出張による理髪・理容サービスを利用いただけます。  
利用料金：1回あたり 2,000円
- ⑤ **教養娯楽費** (レクリエーション、クラブ活動)  
ご利用者の希望により実施した教養娯楽費の材料費、遠足旅行の実費、講師謝礼等の実費をいただきます。
- ⑥ **複写物の交付**  
ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。  
1枚につき 10円
- ⑦ **日常生活上必要となる諸費用実費**  
日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。  
(例：歯ブラシ、髭剃り、くし等) おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
- ⑧ **個人的な嗜好品・食品** 実費
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごと(サービス利用終了時)に、請求書に基づきご利用期間分の合計金額をお支払い頂きます。事業者が月末締めで翌月12日までにご請求しますので、20日までに自動振替又は、指定口座への振込みの方法にてお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

## 6. 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

- ① 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10% (自己負担相当額)、食費及び居住費

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

- ④ ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 7. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者やご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

### ①協力医療機関

医療機関の名称	竹村内科腎クリニック
所在地	鹿沼市西茂呂4-46-3
診療科	内科

医療機関の名称	上都賀総合病院
所在地	鹿沼市下田町1-1033
診療科	総合

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	川入歯科医院
所在地	鹿沼市上石川1526-51

## 8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①ご利用者が死亡した場合</li> <li>②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑥ご利用者又はご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> <li>⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> </ul> |
|---|

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者又はご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## （２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者又はご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、事業者がご契約者に対して 3 週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ④やむを得ない事情により、事業を閉鎖または縮小する場合
  - ⑤伝染性疾患により、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れのある、かつ治療が必要な場合
- ※別紙「おりづる・鶴の郷 ご利用に関するお願いについて」参照

## 9. 残置物引取等（契約書第 22 条参照）

事業者は、契約終了後、ご利用者の残置物がある場合には、ご契約者にその旨を連絡し、ご契約者は残置物の引き取りを行うものとする。ご契約者が残置物の引き取り義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとする。但し、その引き渡しに係る費用はご契約者の負担とする。

## 10. 身体的拘束等の禁止、身体的拘束等行動制限に関する取扱い

ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

- ① 「緊急やむを得ない場合」（切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を確認する）とは、本人もしくは他のご利用者または施設の設備等に危害を及ぼす危険性があるなどの場合をいいます。
- ② 「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合」は、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

## 1 1. 見守り機器等の設置について

ご利用者が安全に自立した生活が営めるよう、見守り機器の設置をさせていただく場合があります。見守り機器等を設置する際は、ご利用者のプライバシーに十分配慮した上で対応していきます。また、見守り機器の設置に伴い、ご利用者の行動を制限することはありません。

見守り機器の設置を行う場合は、事前に設置する理由、効果をご説明いたします。緊急を要する場合は、設置後の説明となります。

<設置の効果>

- ①ヒヤリハット、事故の減少
- ②ご利用者のプライバシーの保護
- ③介護時間の減少
- ④訪問時間の減少

## 1 2. 守秘義務

事業者、サービス従事者、従業員は業務上知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく他のサービス従事者や従業員に漏洩いたしません。

## 1 3. 情報提供

- (1) ご利用者に医療上、介護上、緊急の必要性がある場合には事業所は医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供することができます。

## 1 4. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(別紙：相談、苦情の流れ参照)

○苦情受付窓口（担当者）

苦情受付責任者 施設長 佐藤 歩

苦情受付担当者 生活相談員 徳原 誠

生活相談員 野代 美恵子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00

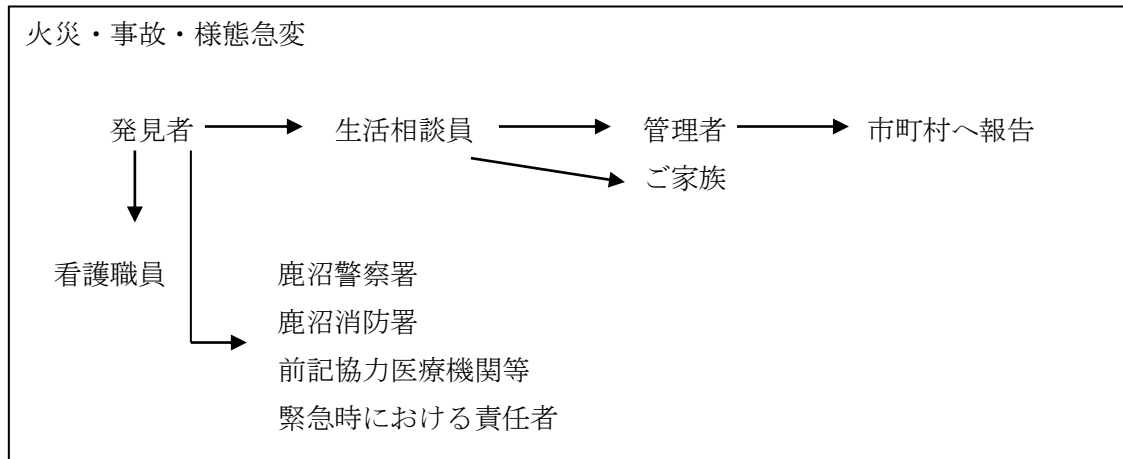
○電話番号 0289-60-2265

その他、苦情受付箱の設置や電話等で常時受け付けます。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿沼市役所介護保険担当課	所在地	栃木県鹿沼市今宮町1688-1
	電話番号	0289-63-2283
国民健康保険団体連合会	所在地	栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階
	電話番号	028-643-5400
栃木県社会福祉協議会	所在地	栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941

## 15. 緊急時の対応（契約書 25 条参照）



以上の通り、緊急時の対応を行います。

## 16. 非常災害対策

当事業所の消防計画書に基づき訓練計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、誘導、救出その他の訓練を行います。

## 17. サービス利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を厳守して下さい。

### (1) 持ち込みの制限

利用される日数分の最低限のお荷物をご持参下さい。

尚、利用にあたり、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の物については持ち込みを禁止させていただきます。

- ・動物、火気類（ライター、マッチ等）、ナイフなどの危険物等
- ・大型で重量のある家具等
- ・現金、カード類、貴金属、携帯電話等の貴重品の持ち込みは極力ご遠慮頂きますようお願い致します。これらの品をご自身で管理される場合、紛失や破損汚損等が生じても当施設では一切の責任を負いかねます。

### (2) 面会

面会の際は、事前に日時のご連絡をお願いいたします。

- ① 面会時間 10:00～16:00（感染時期は制限します）
- ② 感染対策を随時行っております。体調が優れない場合は、面会をお控え下さい。
- ③ 少人数でのご面会にご協力下さい。
- ④ 来訪者は、必ずその都度面会受付票に記入し職員に届け出てください。
- ⑤ 食べ物を持参した場合は、必ず職員に申し出てください。窒息の恐れのあるものや、腐りやすいもの等をご遠慮願います。

### (3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

**(4) 喫煙**

施設内全面禁煙です。

**18. サービス内容の説明等について**

サービス利用開始に際し、予めご契約者やご利用者又はそのご家族に対し、介護従事者の勤務体制、提供するサービス内容と利用料金、協力医療機関、その他利用者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、ご利用申込者の同意を得るものとします。

**19. 衛生管理について**

短期入所生活介護サービスを提供するにあたり必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

**20. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）**

当事業所において、事業者の責任によりご利用者やご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者又はご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

**21. 福祉サービス第三者評価実施状況**

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日（直近）	年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	